

## 住所地特例に関して

### ◎ 住所地特例施設（グループホームや地域密着型特別養護老人ホームは対象外です）

- 1 介護保険施設 ～ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
- 2 特定施設 ～ 有料老人ホーム、軽費老人ホーム
- 3 養護老人ホーム
- 4 サービス付き高齢者向け住宅
- 5 届出がない有料老人ホーム：届出の有無にかかわらず、有料老人ホームに該当することが明確である施設には住所地特例が適用されます。（平成27年2月26日厚生労働省課長通知）。  
旭川市内の住所地特例施設については、本市ホームページの「住所地特例施設」のページをご覧ください。（旭川市HP） ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校＞ 高齢者・介護保険＞ サービス事業者＞ 住所地特例対象施設

### ◎ 住所地特例適用者の保険料等の扱い

保険料は・・・前住所地（転居前）の市区町村に納付します。

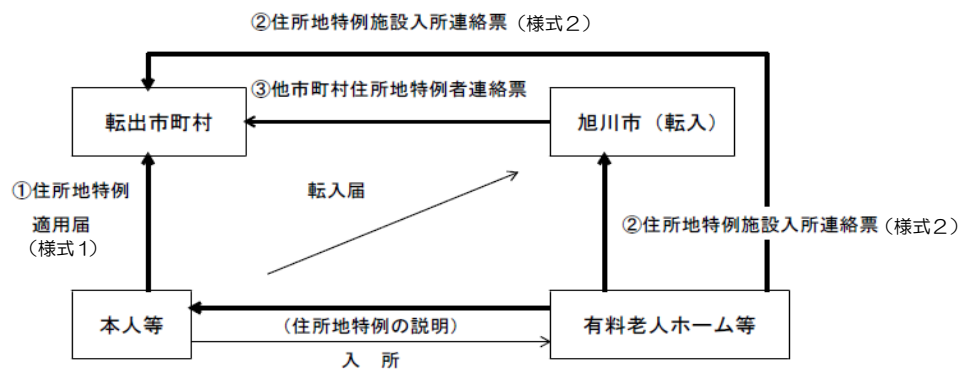
サービス給付費は・・・前住所地（転居前）の市区町村が負担いたします。（国保連が支払い、前住所地（転居前）の市区町村に請求します。）

### ◎ 住所地特例とは・・・

社会保険制度において、被保険者が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前（転居前）の市区町村が引き続き保険者となる特例措置です。

住所地特例施設等を多く抱える市区町村の負担が過大にならないようにするための措置であり、介護保険制度のほか国民健康保険・後期高齢者医療制度等に設けられています。

#### 【住所地特例の手続きの流れ】



※様式は、別紙のとおり

※施設を退所した場合も、同様の流れとなります。

※旭川市HP（住所地特例の手続きについて） ホーム＞ 事業者向け＞ 健康・福祉・子育て・学校

＞ 高齢者・介護保険＞ 申請・届出＞ 住所地特例の手続きについて

(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sinseitodokede/d055584.html>)

担当 旭川市福祉保険部 介護保険課介護保険料係 0166-25-5356



## 参考

介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号） 抜粋

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例）

第十三条 次に掲げる施設（以下「住所地特例対象施設」という。）に入所又は入居（以下「入所等」という。）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（第三号に掲げる施設に入所することにより当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者にあつては、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定による入所措置がとられた者に限る。以下この項及び次項において「住所地特例対象被保険者」という。）であつて、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（当該住所地特例対象施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であつて、現に入所等をしている住所地特例対象施設（以下この項及び次項において「現入所施設」という。）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするることにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

一 介護保険施設

二 特定施設

三 老人福祉法第二十条の四 に規定する養護老人ホーム

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするることによりそれぞれの住所地特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる住所地特例対象被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所等をしている二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等をする事（以下この号において「継続入所等」という。）により当該一の住所地特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在する場所への住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行ったと認められる住所地特例対象被保険者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村（現入所施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 第一項の規定により同項に規定する当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者又は前項の規定により同項各号に定める当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とされた者（以下「住所地特例適用被保険者」という。）が入所等をしている住所地特例対象施設は、当該住所地特例対象施設の所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）及び当該住所地特例適用被保険者に対し介護保険を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。